



福岡県医師会 第 2718 号

平成 27 年 1 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」について

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 288 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 101 号）により、ジメチル・2、2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）を始めとする 11 物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、一部の業務について発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられたことから、指針公示第 23 号においても法令により規制の対象とされなかった業務について所要の措置を講じる必要が生じたため、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」（平成 26 年 10 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 25 号）が策定され、下記留意事項について厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨についてご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第 1 改正指針に追加された対象物質等及びそれらに係る改正指針に基づき講ずべき措置に関する留意事項について

改正指針の対象物質は、これまでの指針に定められていた 29 物質に以下の 5 物質（以下「DDVP ほか 4 物質」という）が追加された。

- ①ジメチル・2、2-ジクロロビニルホスフェイト（別名：DDVP）
- ②スチレン
- ③1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名：四塩化アセチレン）
- ④トリクロロエチレン
- ⑤メチルイソブチルケトン

これらの物質に関する留意事項

- (1) 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付については、改正指針7(1)に示した措置を講じること。
- (2) DDVP ほか4物質について、物理化学的性質等の情報を参考資料として示したと。

第2 クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン及びテトラクロロエチレン（以下「クロロホルムほか5物質」という）に係る措置内容の変更

クロロホルムほか5物質については、クロロホルムほか5物質及びこれらのいずれかをその重量の1%を超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務（以下「クロロホルム等有機溶剤業務」という）が特化則の対象となったことから、クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、クロロホルム等有機溶剤業務については、改正指針に規定する措置のうち、「3 対象物質へのばく露を低減するための措置について」、「4 作業環境測定について」、「5 労働衛生教育について」及び「6 労働者の把握について」の適用対象から除外したこと。

第3 作業環境測定に関する参考資料

改正指針により指針の対象に追加された DDVP ほか4物質に関する作業環境測定の方法及び測定結果の評価に用いる指標（管理濃度等）については、全ての指針対象物質について取りまとめた上で、別途通達で参考資料として示すこととしたこと。

第4 関係通達の改正

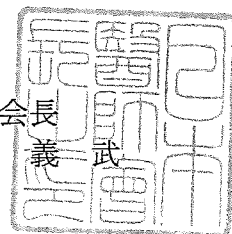
- 1 指針の施行通達関係
- 2 屋外作業場等における作業管理に関するガイドライン関係

日医発第974号（地Ⅱ173）

平成26年12月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武



「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について（協力依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針について、厚生労働省労働基準局長より別添のとおり、本職宛にその周知について協力依頼がありました。

本件は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第288号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第101号）により、ジメチル-2、2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）を始めとする11物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、一部の業務について発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられたことから、指針公示第23号においても法令により規制の対象とされなかった業務について所要の措置を講じる必要が生じたため、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」（平成26年10月31日付け健康障害を防止するための指針公示第25号）が策定され、下記留意事項について周知依頼がなされたものです。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。



記

第1 改正指針に追加された対象物質等及びそれらに係る改正指針に基づき講ずべき措置に関する留意事項

改正指針の対象物質は、これまでの指針に定められていた29物質に以下の5物質（以下「DDVPほか4物質」という）が追加された。

- ①ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
- ②スチレン
- ③1,1,2,2-テトラクロエタン(別名四塩化アセレン)
- ④トリクロエチレン
- ⑤メチルイソブチルケトン

これらの物質に関する留意事項

- (1) 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付については、改正指針7(1)に示した措置を講じること。
- (2) DDVP他4物質について、物理化学的性質等の情報を参考資料として示したこと。

第2 クロホルム、四塩化炭素、1,4-ジメタン、1,2-ジクロエタン、ジクロメタン及びテトラクロエチレン(以下「クロホルムほか5物質」という)に係る措置内容の変更

クロホルムほか5物質については、クロホルムほか5物質及びこれらのいずれかをその重量の1%を超えて含有するもの（以下「クロホルム等」という）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務（以下「クロホルム等有機溶剤業務」という）が特化則の対象となったことから、クロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、クロホルム等有機溶剤業務については、改正指針に規定する措置のうち、「3 対象物質へのばく露を低減するための措置について」、「4 作業環境測定について」、「5 労働衛生教育について」及び「6 労働者の把握について」の適用対象から除外したこと。

第3 作業環境測定に関する参考資料

改正指針により指針の対象に追加されたDDVPほか4物質に関する作業環境測定の方法及び測定結果の評価に用いる指標（管理濃度等）については、全ての指針対象物質について取りまとめた上で、別途通達で参考資料として示すこととしたこと。

第4 関係通達の改正

- 1 指針の施行通達関係
- 2 屋外作業場等における作業管理に関するガイドライン関係

基 発 1203 第 5 号

平成 26 年 12 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項において、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとされており、これまでに 2-アミノ-4-クロロフェノール等 29 物質が定められ、これらの物質に係る指針（平成 24 年 10 月 10 日付け健康障害を防止するための指針公示第 23 号。以下「指針公示第 23 号」という。）が公表されている。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 288 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 101 号）により、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）を始めとする 11 物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、一部の業務について発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられたことから、指針公示第 23 号においても法令により規制の対象とされなかった業務について所要の措置を講じる必要が生じたため、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」（平成 26 年 10 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 25 号）を別添 1 のとおり策定し、同日付け官報に公示したところである。これにより指針公示第 23 号が別添 2 の新旧対照表のとおり改正され、改正後の指針公示第 23 号（以下「改正指針」という。）は別添 3 のとおりである。

ついては、下記事項に留意の上、化学物質による健康障害を防止するために、各都道府県労働局労働基準部健康主務課において改正指針を閲覧に供する（指針が厚生労働省ウェブサイトに掲載されている旨を知らせることを含む。）とともに事業者及び関係事業者団体等に対してその周知を図り、各事業場においてこれらの化学物質による健康障害の防止対策が適切に行われるよう指導されたい。

また、主要な関係事業者団体に対しては、別添 4 により、改正指針の周知を図るよう要請したので了知されたい。

なお、従来発出した指針の施行通達においては、指針の全般的事項及び改正事項の両方を示してきたところであるが、本通達以降、指針の改正に当たっては改正事項のみを示すこととし、指針の全般的事項についてはこれまでに発出した各通達の内容を取りまとめた上で別途通達を発出することとしたので、併せて了知されたい。

記

第1 改正指針に追加された対象物質等及びそれらに係る改正指針に基づき講ずべき措置に関する留意事項

改正指針の対象物質は、これまで厚生労働大臣により指針が定められていた2-アミノ-4-クロロフェノール等29物質に加え、法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質として追加された以下の5物質（カッコ内はCAS登録番号を示す。以下これらを「DDVPほか4物質」という。）である。

- ・ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）（62-73-7）
- ・スチレン（100-42-5）
- ・1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）（79-34-5）
- ・トリクロロエチレン（79-01-6）
- ・メチルイソブチルケトン（108-10-1）

これらの物質に適用される措置は、改正指針3（3）、4（2）、5、6及び7（1）であり、以下の点について留意が必要である。

（1）危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について（改正指針7関係）

DDVPほか4物質に係る危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付は、法により義務とされていることから、改正指針7（1）に示した措置を講じること。

（2）その他

DDVPほか4物質について、物理化学的性質等の情報を取りまとめ、別紙1のとおり参考資料として示したこと。

第2 クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン及びテトラクロロエチレン（以下「クロロホルムほか5物質」という。）に係る措置内容の変更

クロロホルムほか5物質については指針公示第23号の対象であったが、クロロホルムほか5物質及びこれらのいずれかをその重量の1%を超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務（以下「クロロホルム等有機溶剤業務」という。）が特化則の対象となったところである。

これを受け、クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、クロロホルム等有機溶剤業務については、改正指針に規定する措置のうち、「3 対象物質へのばく露を低減するための措置について」、「4 作業環境測定について」、「5 労働衛生教育について」及び「6 労働者の把握について」の適用対象から除外したこと。

第3 作業環境測定に関する参考資料

改正指針により指針の対象に追加されたDDVPほか4物質に関する作業環境測定の方法及び測定結果の評価に用いる指標（管理濃度等）については、関係者の利便性の向上のため、DDVPほか4物質を含めた全ての指針対象物質について取りまとめた上で、別途発出する予定の指針の全般的事項について示す通達に参考資料として示すこととしたこと。

第4 関係通達の改正

1 指針の施行通達関係

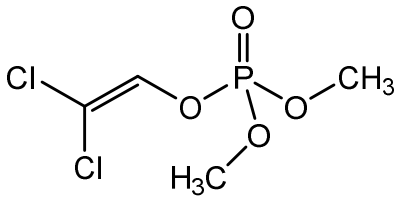
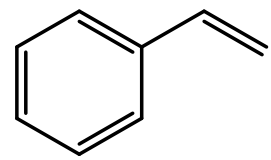
「「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について」（平成23年10月28日付け基発1028第4号）の一部改正

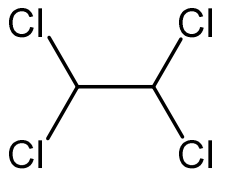
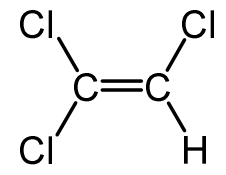
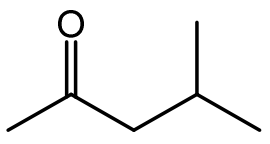
「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示」（平成26年厚生労働省告示第377号）により、1, 2-ジクロロプロパンに係る試料採取方法及び管理濃度が改正されたこと等から、参考情報5を別紙2のように改正することとしたこと。

2 屋外作業場等における作業管理に関するガイドライン関係

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の別表第2を別紙3のとおり改正することとしたこと。

指針対象物質の基本情報

物質の名称 (CAS No.)	主な有害性	性状	用途の例
ジメチル-2,2-ジクロロビニル ホスフェイト (DDVP) (62-73-7) 	発がん性： IARC 2B その他： 急性毒性(吸入：蒸気)、皮膚感作性 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 神経系 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 神経系・肝臓	特徴的な臭気のある無 色～琥珀色の液体（沸点 140℃、蒸気圧 1.6Pa (20℃)）	家庭用殺虫剤または 文化財燻蒸剤
スチレン (100-42-5) 	発がん性： IARC 2B その他： 生殖毒性 (1B)、吸引性呼吸器有害性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 中枢神経系 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 呼吸器・肝臓・神経系・血液系	無色～黄色の液体（沸点 145℃、蒸気圧 0.7kPa (20℃)）	合成原料（ポリスチレ ン樹脂、ABS樹脂、 合成ゴム、不飽和ポリ エステル樹脂、塗料樹 脂、イオン交換樹脂、 化粧品原料）

物質の名称 (CAS No.)	主な有害性 発がん性、その他の有害性 (GHS 区分 1 のもの)	性状	用途の例
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5) 	発がん性: IARC 2B その他: 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 中枢神経系・肝臓 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 肝臓・中枢神経系	クロロホルムに似た臭気のある液体 (沸点 146.5℃、蒸気圧 0.6kPa (25℃))	溶剤
トリクロロエチレン (79-01-6) 	発がん性: IARC 1、GHS 発がん性区分 1B その他: 生殖毒性 (1B) 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体 (沸点 87℃、蒸気圧 7.8kPa (20℃))	代替フロン合成原料、脱脂洗浄剤、工業用溶剤、試薬
メチルイソブチルケトン (108-10-1) 	発がん性: IARC 2B その他: 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 神経系	特徴的な臭気のある無色の液体 (沸点 117～118℃、蒸気圧 2.1kPa (20℃))	硝酸セルロース及び合成樹脂、磁気テープ、ラッカー溶剤、石油製品の脱ロウ溶剤、脱脂油、製薬工業、電気メッキ工業、ピレトリン、ペニシリン抽出剤

※IARC (国際がん研究機関) 発がん性分類

1: ヒトに対して発がん性を示す

2B: ヒトに対して発がん性を示す可能性がある

<平成 23 年 10 月 28 日付け基発 1028 第 4 号の参考情報 5 の改正版（改正箇所は下線部）>

1, 2-ジクロロプロパンの基本情報

構造式	$\text{CH}_2\text{Cl}-\text{CHCl}-\text{CH}_3$	
別名	二塩化プロピレン	
CAS No.	78-87-5	
物理化学的性質	分子量 比重 融点 沸点 蒸気圧（25℃） 溶解性（水・25℃） 分配係数（logPow） 引火点	112.99 1.1559 -100.4℃ 96.4℃ 53.3mmHg 2.8g/L 1.98 16℃（密閉式）
	常温での性状	無色の液体であり、特徴的な臭気（クロロホルム臭）がある。 常温（20℃）で液体であるが、沸点が低く、蒸気圧も非常に高いため、蒸発したガスを吸入しないよう、注意が必要である。 また、脂溶性が比較的高い物質であるため、体内に蓄積し、慢性的健康障害を発現する懸念がある。
生産量	—	
用途	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び四塩化炭素の原料、金属洗浄溶剤、石油精製用触媒の活性剤	
労働安全衛生法による規制の現状	施行令第18条（名称等を表示すべき危険物及び有害物） 施行令第18条の2（SDS対象物質） 施行令別表第3（特定化学物質・第二类物質） 特定化学物質障害予防規則（ <u>特別有機溶剤等</u> 、特別管理物質）	
がん原性評価	IARC：1（carcinogenic to humans） 日本産業衛生学会：第2群A（ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質であって、証拠がより十分な物質） ACGIH：A4（Not classifiable as a human carcinogen）	
国が実施したがん原性試験等の結果概要（吸入）	ラットでは、雄雌に鼻腔腫瘍の発生増加が認められ、がん原性を示す証拠であると考えられた。 マウスでは、雄にハーダー腺の腺腫の発生増加が認められ、雄に対するがん原性を示唆する証拠であると考えられた。また、雌に細気管支－肺胞上皮がんを含む肺腫瘍の発生増加が認められ、雌に対するがん原性を示す証拠であると考えられた。	
変異原性の有無、強さ	日本バイオアッセイ研究センターで実施した変異原性試験では、微生物を用いた試験で代謝活性化のある場合及びない場合とも、使用した全ての菌株で陰性を示した。 文献によると、微生物を用いた試験（代謝活性化のある場合及びない場合とも）、培養細胞を用いた染色体異常試験と姉妹染色分体交換試験、マウスリンフォーマ試験で陽性の結果が報告されている。	
その他の主要な有害性	① ヒトへの影響では、皮膚に刺激を有し、眼に対して、回復性のある中等度の刺激性を有する。また皮膚感作性が認められる。 ② 単回ばく露で、ショック、心血管系への障害が認められて死亡、解剖所見では肝臓の壊死、腎臓への急性影響、腎尿細管壊死、中枢神経系抑制に起因すると考えられる疲労感の事例がある。 ③ 反復ばく露では、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の機能障害の事例がある。	
ばく露限界	管理濃度： <u>1ppm</u> ACGIH：10 ppm（TLV-TWA）、日本産業衛生学会： <u>1 ppm</u>	
資料出所	「労働安全衛生法有害性調査制度に基づく既存化学物質変異原性試験データ集 補遺 2 版」（社）日本化学物質安全・情報センター（2000）	

別表第 2 労働者の健康障害を防止するために厚生労働大臣が指針を公表した化学物質に係る試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
1 2-アミノ-4-クロロフェノール	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
2 アントラセン	フィルター及び捕集管を組み合わせたろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法
3 2, 3-エポキシ-1-プロパノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法
4 塩化アリル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
5 オルト-フェニレンジアミン及びその塩	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
6 キノリン及びその塩	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
7 1-クロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
8 クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
9 酢酸ビニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
10 四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法

		は、ガスクロマトグラフ 分析方法
1 1 1, 4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集 方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 2 1, 2-ジクロロエ タン (別名二塩化エチレ ン)	液体捕集方法、固体捕集方 法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接 捕集方法にあつては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
1 3 1, 4-ジクロロ- 2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分 析方法
1 4 2, 4-ジクロロ- 1-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 5 1, 2-ジクロロブ ロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 6 ジクロロメタン (別 名二塩化メチレン)	固体捕集方法又は直接捕集 方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 7 N, N-ジメチルア セトアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 8 ジメチル-2, 2- ジクロロビニルホスフェ イト (別名DDVP)	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 9 N, N-ジメチルホ ルムアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
2 0 スチレン	液体捕集方法、固体捕集方 法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接 捕集方法にあつては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
2 1 1, 1, 2, 2-テ トラクロロエタン (別名	液体捕集方法又は固体捕集 方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法

四塩化アセチレン)		2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 2 テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 3 1, 1, 1-トリクロロエタン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 4 トリクロロエチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 5 ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 6 パラ-ジクロルベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 7 パラ-ニトロアニソール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 8 パラ-ニトロクロルベンゼン	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 9 ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
3 0 ビフェニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方

		法
3 1 2-ブテナール	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
3 2 1-ブロモ-3-クロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
3 3 1-ブロモブタン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ質量分析方法
3 4 メチルイソブチルケトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による
健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針

平成 26 年 10 月 31 日健康障害を防止するための指針公示第 25 号

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針（平成 24 年健康障害を防止するための指針公示第 23 号）の一部を次のように改正し、平成 26 年 11 月 1 日から適用する。

2 中「1, 2-ジクロロエタン」を「1, 2-ジクロロエタン」に、「ジクロロメタン」を「ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）」に改め、「N, N-ジメチルアセトアミド（127-19-5）」の次に「、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）（62-73-7）」を、「N, N-ジメチルホルムアミド（68-12-2）」の次に「、スチレン（100-42-5）、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）（79-34-5）」を加え、「テトラクロロエチレン」を「テトラクロロエチレン」に改め、「1, 1, 1-トリクロロエタン（71-55-6）」の次に「、トリクロロエチレン（79-01-6）」を加え、「並びに1-ブロモブタン（109-65-9）」を「、1-ブロモブタン（109-65-9）並びにメチルイソブチルケトン（108-10-1）」に改める。

3（1）中「クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、」及び「、テトラクロロエチレン」を削り、「「クロロホルム」を「N, N-ジメチルホルムアミドほか1物質」に、「これらをその重量の5パーセントを超えて含有するもの」を「これらのいずれかをその重量の1パーセントを超えて含有するもののうち、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する有機溶剤の含有量がその重量の5パーセントを超えるもの」に、「クロロホルム等」を「N, N-ジメチルホルムアミド等」に、「有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第 1 条第 1 項第 6 号」を「有機則第 1 条第 1 項第 6 号」に、「クロロホルム有機溶剤業務」を「N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」に、「クロロホルムへのばく露」を「N, N-ジメチルホルムアミドほか1物質へのばく露」に、「クロロホルムにばく露」を「N, N-ジメチルホルムアミドほか1物質にばく露」に改める。

3（3）中「1, 2-ジクロロプロパン又は1, 2-ジクロロプロパン」を「クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、1, 2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン（以下「クロロホルムほか 11 物質」という。）又はクロロホルムほか 11 物質のいずれか」に、「1, 2-ジクロロプロパン等」を「クロロホルム等」に、「屋

内作業場等（屋内作業場及び有機則第1条第2項各号に掲げる場所をいう。）において行う1, 2-ジクロロプロパン等を用いた洗浄又は払拭の業務（4（2）及び5（1）において「1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。）以外の業務」を「特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務のいずれにも該当しない業務（以下「クロロホルム等特化則適用除外業務」という。）」に、「1, 2-ジクロロプロパンへのばく露」を「クロロホルムほか11物質へのばく露」に、「対象物質等」を「クロロホルム等」に、「対象物質にばく露」を「クロロホルムほか11物質にばく露」に改める。

3（4）中「1, 2-ジクロロプロパン等」を「クロロホルム等」に、「クロロホルム有機溶剤業務」を「N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」に、「1, 2-ジクロロプロパンを」を「クロロホルムほか11物質を」に改める。

4（1）中「クロロホルム有機溶剤業務」を「N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」に改める。

4（2）中「1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の業務」を「クロロホルム等特化則適用除外業務」に、「1, 2-ジクロロプロパンの」を「クロロホルムほか11物質の」に改める。

5（1）中「1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」を「特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務」に改める。

7（1）中「当該物」を「表示・通知対象物」に改める。

7（2）中「当該物」を「通知対象物」に改める。

7（3）中「第24条の15」の次に「並びに表示・通知促進指針第2条第1項及び第3条第1項」を加え、「当該物」を「表示・通知努力義務対象物」に改める。

8を削る。

◎労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

改正案	現行
1 (略) 2 対象物質 (CAS 登録番号) この指針において、対象物質 (CAS 登録番号) は、2-アミノ-4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1-クロロ-2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサン (123-91-1)、<u>1, 2-ジクロロエタン</u> (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジクロロプロパン (78-87-5)、<u>ジクロロメタン</u> (別名二塩化メチレン) (75-09-2)、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、<u>ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト</u> (別名 D D V P) (62-73-7)、N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)、<u>スチレン</u> (100-42-5)、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5)、<u>テトラクロロエチレン</u> (別名パークロルエチレン) (127-18-4)、1, 1, 1-トリクロロエタン (71-55-6)、<u>トリクロロエチレン</u> (79-01-6)、ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、パラ-ジクロルベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、パラ-ニトロクロルベンゼン (100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、1-ブromo-3-クロロプロパン (109-70-6)、<u>1-ブromoブタン</u> (109-65-9) 並びにメチルイソブチルケトン (108-10-1) をいう。 (以下略)	1 (略) 2 対象物質 (CAS 登録番号) この指針において、対象物質 (CAS 登録番号) は、2-アミノ-4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1-クロロ-2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサン (123-91-1)、<u>1, 2-ジクロルエタン</u> (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジクロロプロパン (78-87-5)、<u>ジクロロメタン</u> (75-09-2)、N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)、N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)、<u>テトラクロルエチレン</u> (別名パークロルエチレン) (127-18-4)、1, 1, 1-トリクロルエタン (71-55-6)、ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、パラ-ジクロルベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、パラ-ニトロクロルベンゼン (100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、1-ブromo-3-クロロプロパン (109-70-6) <u>並びに 1-ブromoブタン</u> (109-65-9) をいう。 (以下略)

3 対象物質へのばく露を低減するための措置について

- (1) N, N-ジメチルホルムアミド及び1, 1, 1-トリクロルエタン（以下「N, N-ジメチルホルムアミドほか1物質」という。）又はこれらのいずれかをその重量の1パーセントを超えて含有するもののうち、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第1項第1号に規定する有機溶剤の含有量がその重量の5パーセントを超えるもの（以下「N, N-ジメチルホルムアミド等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機則第1条第1項第6号に規定する有機溶剤業務（以下「N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」という。）については、労働者のN, N-ジメチルホルムアミドほか1物質へのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に有機則において定める措置のほか、次の措置を講ずること。

ア 事業場におけるN, N-ジメチルホルムアミド等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

(ア) 作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善

(イ) 作業管理

- ① 労働者がN, N-ジメチルホルムアミドほか1物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ③ N, N-ジメチルホルムアミドほか1物質にばく露される時間の短縮

イ N, N-ジメチルホルムアミド等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ・エ (略)

(2) (略)

(3) クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジ

3 対象物質へのばく露を低減するための措置について

- (1) クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロルエタン、ジクロロメタン、N, N-ジメチルホルムアミド、テトラクロルエチレン及び1, 1, 1-トリクロルエタン（以下「クロロホルム」という。）又はこれらの重量の5パーセントを超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第1項第6号に規定する有機溶剤業務（以下「クロロホルム有機溶剤業務」という。）については、労働者のクロロホルムへのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に有機則において定める措置のほか、次の措置を講ずること。

ア 事業場におけるクロロホルム等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

(ア) 作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善

(イ) 作業管理

- ① 労働者がクロロホルムにばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ③ クロロホルムにばく露される時間の短縮

イ クロロホルム等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ・エ (略)

(2) (略)

(3) 1, 2-ジクロロプロパン又は1, 2-ジクロロプロパンをそ

クロロエタン、1，2－ジクロロプロパン、ジクロロメタン、ジメチル－2，2－ジクロロビニルホスフェイト、スチレン、1，1，2，2－テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン（以下「クロロホルムほか 11 物質」という。）又はクロロホルムほか 11 物質のいずれかをその重量の 1 パーセントを超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、特化則第 2 条の 2 第 1 号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する 1，2－ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチル－2，2－ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務のいずれにも該当しない業務（以下「クロロホルム等特化則適用除外業務」という。）については、労働者のクロロホルムほか 11 物質へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア 事業場におけるクロロホルム等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

（ア）作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善
- ③ 設備の密閉化
- ④ 局所排気装置等の設置

（イ）作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者がクロロホルムほか 11 物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ④ クロロホルムほか 11 物質にばく露される時間の短縮

イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

（ア）局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に

の重量の 1 パーセントを超えて含有するもの（以下「1，2－ジクロロプロパン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋内作業場及び有機則第 1 条第 2 項各号に掲げる場所をいう。）において行う 1，2－ジクロロプロパン等を用いた洗浄又は払拭の業務（4（2）及び 5（1）において「1，2－ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。）以外の業務については、労働者の1，2－ジクロロプロパンへのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

（ア）作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善
- ③ 設備の密閉化
- ④ 局所排気装置等の設置

（イ）作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ④ 対象物質にばく露される時間の短縮

イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

（ア）局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に

稼働させること。

- (イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
(ウ) クロロホルム等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ・エ (略)

- (4) 対象物質等 (クロロホルム等を除く。(4) 及び 4 (3) において同じ。) を製造し、又は取り扱う業務 (N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務及びパラ-ニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務を除く。(4) 及び 4 において同じ。) については、労働者の対象物質 (クロロホルムほか 11 物質を除く。(4) 及び 4 (3) において同じ。) へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア～エ (略)

4 作業環境測定について

- (1) N, N-ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務については有機則に定めるところにより、パラ-ニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務については特化則に定めるところにより、作業環境測定及び測定の結果の評価を行うこととするほか、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を 30 年間保存するよう努めること。
(2) クロロホルム等特化則適用除外業務については、次の措置を講ずること。

ア 屋内作業場について、クロロホルムほか 11 物質の空気中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は 6 月以内ごとに 1 回実施するよう努めること。

イ・ウ (略)

- (3) (略)

5 労働衛生教育について

- (1) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務 (特化則第 2 条の 2 第 1 号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の 1 パーセ

稼働させること。

- (イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
(ウ) 対象物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ・エ (略)

- (4) 対象物質等 (1, 2-ジクロロプロパン等を除く。(4) 及び 4 (3) において同じ。) を製造し、又は取り扱う業務 (クロロホルム有機溶剤業務及びパラ-ニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務を除く。(4) 及び 4 において同じ。) については、労働者の対象物質 (1, 2-ジクロロプロパンを除く。(4) 及び 4 (3) において同じ。) へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア～エ (略)

4 作業環境測定について

- (1) クロロホルム有機溶剤業務については有機則に定めるところにより、パラ-ニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務については特化則に定めるところにより、作業環境測定及び測定の結果の評価を行うこととするほか、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を 30 年間保存するよう努めること。

- (2) 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の業務については、次の措置を講ずること。

ア 屋内作業場について、1, 2-ジクロロプロパンの空気中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は 6 月以内ごとに 1 回実施するよう努めること。

イ・ウ (略)

- (3) (略)

5 労働衛生教育について

- (1) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務 (1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務を除く。6 において同じ。) に従事している労働者に対しては速やかに、また、当該業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について労

ントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務を除く。6において同じ。）に従事している労働者に対しては速やかに、また、当該業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

ア～キ （略）

(2) （略）

6 （略）

7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 の規定の対象となるもの（以下「表示・通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により表示・通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、労働者（表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。）に表示・通知対象物を取り扱わせる場合は、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 133 号。以下「表示・通知促進指針」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者（表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下（1）において同じ。）に表示・通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

(2) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定の対象となるもの（同法第 57 条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、同法第 57 条の 2 の規定に基づき、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により通知対象物の名称

労働衛生教育を行うこと。

ア～キ （略）

(2) （略）

6 （略）

7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 の規定の対象となるもの（以下「表示・通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により表示・通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、労働者（表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。）に当該物を取り扱わせる場合は、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 133 号。以下「表示・通知促進指針」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者（表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下（1）において同じ。）に当該物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

(2) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定の対象となるもの（同法第 57 条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、同法第 57 条の 2 の規定に基づき、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により通知対象物の名称

等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合又は労働者（通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。）に通知対象物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 の規定又は表示・通知促進指針第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者（通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下（2）において同じ。）に通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

- (3) 対象物質等のうち、上記（1）及び（2）以外のもの（以下「表示・通知努力義務対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 並びに表示・通知促進指針第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、労働者（表示・通知努力義務対象物を製造し、又は取り扱う事業者の労働者を含む。以下同じ。）に表示・通知努力義務対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等を表示するとともに、譲渡提供者から通知された事項（表示・通知努力義務対象物を製造し、又は輸入する事業者にあつては、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項の規定に基づき作成した SDS の記載事項）を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

（削る）

等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合又は労働者（当該物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。）に当該物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 の規定又は表示・通知促進指針第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者（通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下（2）において同じ。）に当該物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

- (3) 対象物質等のうち、上記（1）及び（2）以外のもの（以下「表示・通知努力義務対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、労働者（表示・通知努力義務対象物を製造し、又は取り扱う事業者の労働者を含む。以下同じ。）に当該物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等を表示するとともに、譲渡提供者から通知された事項（表示・通知努力義務対象物を製造し、又は輸入する事業者にあつては、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項の規定に基づき作成した SDS の記載事項）を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

8 既存の指針の廃止について

本指針の公表に伴い、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（平成 23 年 10 月 28 日付け健康障害を防止するための指針公示第 21 号）を廃止する。

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質
による健康障害を防止するための指針

平成 24 年 10 月 10 日付け健康障害を防止するための指針公示第 23 号
改正 平成 25 年 10 月 1 日付け健康障害を防止するための指針公示第 24 号
改正 平成 26 年 10 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 25 号

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質（以下「対象物質」という。）又は対象物質を含有する物（対象物質の含有量が重量の 1 パーセント以下のものを除く。以下「対象物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、対象物質による労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に際し、事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 対象物質（CAS 登録番号）

この指針において、対象物質（CAS 登録番号）は、2-アミノ-4-クロロフェノール(95-85-2)、アントラセン(120-12-7)、2,3-エポキシ-1-プロパノール(556-52-5)、塩化アリル(107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン及びその塩(95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩(91-22-5 ほか)、1-クロロ-2-ニトロベンゼン(88-73-3)、クロロホルム(67-66-3)、酢酸ビニル(108-05-4)、四塩化炭素(56-23-5)、1,4-ジオキサン(123-91-1)、1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）(107-06-2)、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン(89-61-2)、2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン(611-06-3)、1,2-ジクロロプロパン(78-87-5)、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）(75-09-2)、N,N-ジメチルアセトアミド(127-19-5)、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）(62-73-7)、N,N-ジメチルホルムアミド(68-12-2)、スチレン(100-42-5)、1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）(79-34-5)、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）(127-18-4)、1,1,1-トリクロロエタン(71-55-6)、トリクロロエチレン(79-01-6)、ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル(2426-08-6)、パラ-ジクロロベンゼン(106-46-7)、パラ-ニトロアニソール(100-17-4)、パラ-ニトロクロロベンゼン(100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物(302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル(92-52-4)、2-ブテナール(123-73-9、4170-30-3 及び 15798-64-8)、1-ブロモ-3-クロロプロパン(109-70-6)、1-ブロモブタン(109-65-9)並びにメ

チルイソブチルケトン（108-10-1）をいう。

なお、CAS 登録番号とは、米国化学会の一部門である CAS (Chemical Abstracts Service) が運営・管理する化学物質登録システムから付与される固有の数値識別番号をいい、オルトーフエニレンジアミン及びその塩、キノリン及びその塩並びにヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン－水和物については、その代表的なもののみを例示している。

3 対象物質へのばく露を低減するための措置について

- (1) N，N－ジメチルホルムアミド及び1，1，1－トリクロルエタン（以下「N，N－ジメチルホルムアミドほか1物質」という。）又はこれらのいずれかをその重量の1パーセントを超えて含有するもののうち、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第1項第1号に規定する有機溶剤の含有量がその重量の5パーセントを超えるもの（以下「N，N－ジメチルホルムアミド等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機則第1条第1項第6号に規定する有機溶剤業務（以下「N，N－ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務」という。）については、労働者のN，N－ジメチルホルムアミドほか1物質へのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に有機則において定める措置のほか、次の措置を講ずること。

ア 事業場におけるN，N－ジメチルホルムアミド等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

(ア) 作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善

(イ) 作業管理

- ① 労働者がN，N－ジメチルホルムアミドほか1物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ③ N，N－ジメチルホルムアミドほか1物質にばく露される時間の短縮

イ N，N－ジメチルホルムアミド等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。

エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させること。

(ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検

(イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置

(ウ) 保護具の使用

- (2) パラーニトロクロロールベンゼン又はパラーニトロクロロールベンゼンをその重量の 5 パーセントを超えて含有するもの（以下「パラーニトロクロロールベンゼン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（以下「パラーニトロクロロールベンゼン製造・取扱い業務」という。）については、労働者のパラーニトロクロロールベンゼンへのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）において定める措置のほか、次の措置を講ずること。

ア 事業場におけるパラーニトロクロロールベンゼン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

(ア) 作業環境管理

① 使用条件等の変更

② 作業工程の改善

(イ) 作業管理

① 労働者がパラーニトロクロロールベンゼンにばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択

② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用

③ パラーニトロクロロールベンゼンにばく露される時間の短縮

イ パラーニトロクロロールベンゼン等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。

エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させること。

(ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検

(イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置

(ウ) 保護具の使用

- (3) クロロホルム、四塩化炭素、1，4－ジオキサン、1，2－ジクロロエタン、1，2－ジクロロプロパン、ジクロロメタン、ジメチル－2，2－ジクロロビニルホスフェイト、スチレン、1，1，2，2－テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン（以下「クロロホルムほか 11 物質」という。）又はクロロホルムほか 11 物質のいずれかをその重量の 1 パーセントを超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のう

ち、特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務のいずれにも該当しない業務（以下「クロロホルム等特化則適用除外業務」という。）については、労働者のクロロホルムほか11物質へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア 事業場におけるクロロホルム等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

（ア）作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善
- ③ 設備の密閉化
- ④ 局所排気装置等の設置

（イ）作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者がクロロホルムほか11物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ④ クロロホルムほか11物質にばく露される時間の短縮

イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

（ア）局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

（イ）局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

（ウ）クロロホルム等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。

エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させること。

（ア）設備、装置等の操作、調整及び点検

（イ）異常な事態が発生した場合における応急の措置

（ウ）保護具の使用

（4）対象物質等（クロロホルム等を除く。（4）及び4（3）において同じ。）を製造し、

又は取り扱う業務（N，N－ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務及びパラ－ニトロクロロベンゼン製造・取扱い業務を除く。（４）及び４において同じ。）については、労働者の対象物質（クロロホルムほか 11 物質を除く。（４）及び４（３）において同じ。）へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。

ア 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

（ア）作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善
- ③ 設備の密閉化
- ④ 局所排気装置等の設置

（イ）作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ④ 対象物質にばく露される時間の短縮

イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

（ア）局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

（イ）局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

（ウ）対象物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。

エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させること。

（ア）設備、装置等の操作、調整及び点検

（イ）異常な事態が発生した場合における応急の措置

（ウ）保護具の使用

4 作業環境測定について

（１）N，N－ジメチルホルムアミド等有機溶剤業務については有機則に定めるところに

より、パラニトロクロロベンゼン製造・取扱い業務については特化則に定めるところにより、作業環境測定及び測定の結果の評価を行うこととするほか、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

(2) クロロホルム等特化則適用除外業務については、次の措置を講ずること。

ア 屋内作業場について、クロロホルムほか11物質の空気中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

イ 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行うこと。これらの点検結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。

ウ 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

(3) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

ア 屋内作業場について、対象物質の空気中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

イ 作業環境測定（2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラセン、キノリン及びその塩、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン並びに1-ブロモブタン又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有するもの（以下「2-アミノ-4-クロロフェノール等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に係る作業環境測定を除く。）を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行うこと。これらの点検結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。

ウ 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録（2-アミノ-4-クロロフェノール等を製造し、又は取り扱う業務については、作業環境測定の結果の記録に限る。）を30年間保存するよう努めること。

5 労働衛生教育について

(1) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務（特化則第2条の2第1号イに規定するクロロホルム等有機溶剤業務、同号ハに規定する1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト又はこれをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を成形し、加工し、又は包装する業務を除く。6において同じ。）に従事している労働者に対しては速やかに、また、当該業務に

従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

ア 対象物質の性状及び有害性

イ 対象物質等を使用する業務

ウ 対象物質による健康障害、その予防方法及び応急措置

エ 局所排気装置その他の対象物質へのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法

オ 作業環境の状態の把握

カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理

キ 関係法令

(2) 上記の事項に係る労働衛生教育の時間は総じて 4.5 時間以上とすること。

6 労働者の把握について

対象物質等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1 月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

(1) 労働者の氏名

(2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間

(3) 対象物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から 30 年間保存するよう努めること。

7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

(1) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 の規定の対象となるもの（以下「表示・通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、これらの規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により表示・通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、労働者（表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。）に表示・通知対象物を取り扱わせる場合は、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 133 号。以下「表示・通知促進指針」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者（表示・通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下（1）において同じ。）に表示・通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。

- (2) 対象物質等のうち、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定の対象となるもの（同法第 57 条の規定の対象となるものを除く。以下「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合、同法第 57 条の 2 の規定に基づき、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、SDS の交付等により通知対象物の名称等を通知された場合は、同法第 101 条第 2 項の規定に基づき、通知された事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。さらに、通知対象物を譲渡し、若しくは提供する場合又は労働者（通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者を含む。）に通知対象物を取り扱わせる場合は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 の規定又は表示・通知促進指針第 4 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うこと。このほか、労働者（通知対象物を製造し、又は輸入する事業者の労働者をいう。以下（2）において同じ。）に通知対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、SDS を作成するとともに、その記載事項を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。
- (3) 対象物質等のうち、上記（1）及び（2）以外のもの（以下「表示・通知努力義務対象物」という。）を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 並びに表示・通知促進指針第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に SDS の交付等により名称等を通知すること。また、労働者（表示・通知努力義務対象物を製造し、又は取り扱う事業者の労働者を含む。以下同じ。）に表示・通知努力義務対象物を取り扱わせる場合は、表示・通知促進指針第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、容器又は包装に名称等を表示するとともに、譲渡提供者から通知された事項（表示・通知努力義務対象物を製造し、又は輸入する事業者にあつては、表示・通知促進指針第 4 条第 5 項の規定に基づき作成した SDS の記載事項）を作業場に掲示する等により労働者に周知すること。